

合同会社とびしま 賃金規程

第1章 総則

第1条 (目的)

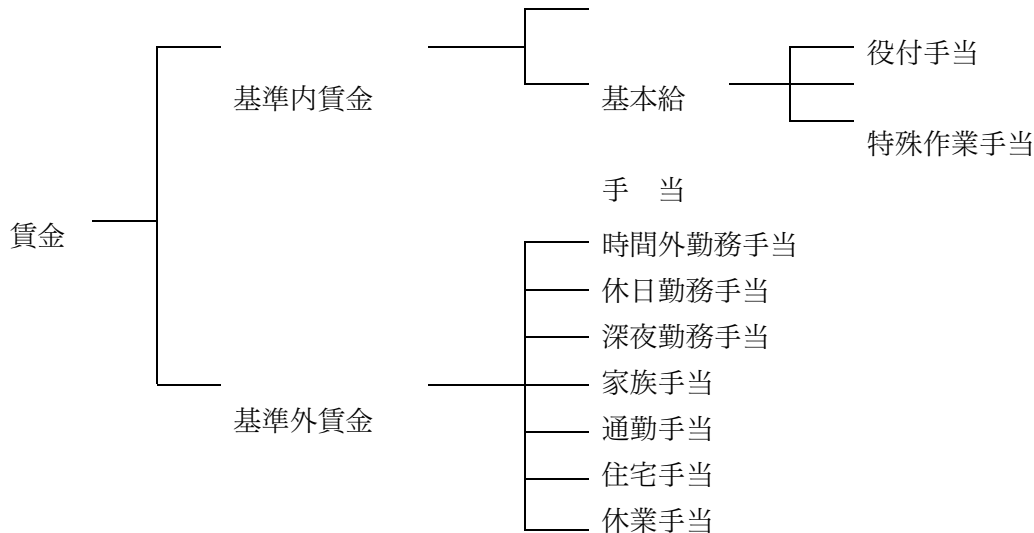
この規程は、就業規則第23条に基づき従業員の賃金について定める。

第2条 (適用範囲)

- この規程は、就業規則第2条に定める従業員に適用する。
- パートタイマー等就業形態が特殊な者については、原則としてその者と締結した雇用契約による。

第3条 (賃金の構成)

賃金の種類及び体系は、次のとおりとする。



第2章 賃金

第1節 賃金の支払い

第4条 (計算期間)

1か月の賃金計算は、毎月1日から当月の末日までの期間とする。

第5条 (賃金の支払日)

賃金の支払日は、翌月20日とする。

第6条 (賃金の支払方法)

賃金は、全額通貨をもって本人に支払うが、本人の同意を得て本人の指定する銀行口座に振り込み、支払う。

第7条（臨時支払い）

第5条の規定にかかわらず、従業員又はその収入によって生計を維持する者が次に掲げる事項に該当するときは、既往の労働に対する賃金を支払う。

- ① 本人または家族の結婚、出産、疾病、災害、葬儀等のため急な費用を必要とする場合
- ② 天災その他災害を被った場合
- ③ その他やむを得ない事情があると会社が認めた場合

第2節 賃金の計算基準

第8条（出勤率の計算）

出勤率の計算は、前月1日から前月末日までを単位とし、欠勤、遅刻、早退及び私用外出の不就業時間は時間計算により差し引く。

第9条（中途入社・退職・復職・休職者の賃金計算）

賃金計算期間内の入社・退職・復職・休職した者の基準内賃金の計算は日割計算とし、賃金計算期間中の実労働日数相当額を支給する。

第10条（端数処理）

時間外勤務、休日勤務、深夜労働の勤務時間を算出する場合、これらの合計に1時間未満の端数が生じたときは、30分未満はこれを切り捨て、30分以上はこれを1時間に切り上げて計算する。

第3節 基本給

第11条（基本給）

基本給は、従業員ごとに次に掲げる要素を考慮して月額で定める。

- ① 年齢
- ② 勤続年数
- ③ 学歴
- ④ 職能

第4節 手当

第12条（職務手当）

職務手当は、会社が職務上特に必要と認められる従業員に対し支給する。

月額 10,000円

第13条（時間外勤務手当）

- 1 時間外勤務手当は、所定労働時間を超え、早出、残業した場合に支給する。
- 2 時間外勤務手当の額は、勤務1時間につき、1時間当たりの算定基礎額に100分の125を乗じて得た額とする。

第14条（休日勤務手当）

- 1 休日勤務手当は、休日に勤務した場合に支給する。
- 2 休日勤務手当の額は、勤務1時間につき、1時間当たりの算定基礎額に100分の135を乗じて得た額とする。

第15条（深夜勤務手当）

- 1 深夜勤務手当は、深夜（午後10時から午前5時の間）に勤務した場合に支給する。
- 2 深夜勤務手当の額は、勤務1時間につき、1時間当たりの算定基礎額に100分の150を乗じて得た額とする。

第16条（年次有給休暇中に支払う賃金）

従業員が、年次有給休暇期間については所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支給する。

第17条（役付手当）

役付手当は、会社が必要と認める場合支給する。

第18条（家族手当）

扶養家族への手当が必要である場合、次のとおりとする。

- ①配偶者 月額 20,000円
- ②第1子 月額 20,000円

第19条（住宅手当）

- 1 住宅手当は、会社施設入居者以外の従業員で住宅を貸借している者に対し必要と認める場合には、次のとおり支給する。
 - ① 扶養家族を有する者 月額 20,000円
- 2 住宅手当の支給条件は、次のとおりとする。
 - ① 扶養家族を有する者は被扶養者と同居している者をいう。

第20条（通勤手当）

所定の交通機関を利用して通勤する者に対し、交通費の実費を非課税限度内で支給する。

第3章 昇給・賞与

第21条（昇給）

昇給は毎年1回4月1日付けを以って実施する。過去1年間における人物、技能、勤務成績ならびに勤怠等を考慮して行う。ただし、やむを得ない理由のあるときは、この限りではない。

第22条（賞与）

賞与は毎年7月・12月に会社の業務等を勘案し、勤務成績、勤怠等を考慮し、これを支給する。ただし、やむを得ない理由のあるときはこの限りではない。

- ① 賞与は1月1日～11月30日を対象期間とする。
- ② 支給日当日在職者に対し支給する。

附 則

この規程は、平成27年3月1日から施行する。